中央卸売市場(南港市場)発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	エアバランサー(BN 003)用部品ほか14 点買入	19:産業用 機器	花木工業(株)大 阪支店	1,880,280	平成31年1月30日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	_
2	大阪市中央卸売市場 南港市場市ボイラー 設備その他修繕	19:産業用 機器	(株)日本サーモエナー関西支社	1,998,000	平成31年3月26日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

エアバランサー (BN003) 用部品ほか14点買入

2 契約の相手方

花木工業株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

本件は、牛のと畜解体作業において、牛のと体を懸垂した状態で背骨を二分割する際に用いるエアバランサー(BN003)、骨割りする際に用いるブリスケットソー(MG-1E)及び背骨割りする際に用いる電動鋸(バスターIV)並びに皮剥ぎを行うためのデハイダー(JCIIIA)を構成する純正部品を買入れるものである。

エアバランサー (BN003) 用部品、ブリスケットソー (MG-1E) 用部品、電動鋸 (バスターIV) 用部品及びデハイダー (JCⅢA) 用部品については、米国ジャービス社が開発した製品であり、同製品の純正部品である本件物品についても米国ジャービス社が製造しており、花木工業株式会社は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、販売においては同社のみの取扱いとなっている。

以上のことから、花木工業株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号 06-6675-2006)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場市ボイラー設備その他修繕

2 契約の相手方

株式会社日本サーモエナー 関西支社

3 随意契約理由

本修繕の随意契約理由は以下による。

- 1. 本館棟1階内臓ボイラー室内に設置されているボイラーの構成部品である温度 調節器が経年劣化により故障しており、正常な運転ができなくなったため新品に 取替えるとともに試運転調整を行うものである。
- 2. 本館棟2階市ボイラー室内に設置されているボイラーの構成部品である給水ポンプが経年劣化に伴い能力が低下しているため、新品に取替えるとともに試運転調整を行うものである。
- 1.2の当該設備については、株式会社日本サーモエナーが製造したもので、修繕を実施するにあたり、その構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

以上のことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせ、契約を締結することができるのは株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2006)